# 独立役員届出書

1．基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名 | パーソルホールディングス株式会社 | コード | 2181 |
| 提出日 | 2026/6/18 | 異動（予定）日 | 2026/6/23 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 独立役員を新たに指定するため | | |
| | ✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１） | | |

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※２・３） | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | |
| 1 | 山内 雅喜 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 吉澤 和弘 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | Debra A. Hazelton | 社外取締役 | ○ | | | | | | | △ | | | | | | | | 有 |
| 4 | 村林 聡 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | △ | | | | | | | | 有 |
| 5 | 友田 和彦 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 6 | 曽谷 とも子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 7 | 小幡 忍 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |

3．独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※４） | 選任の理由（※５） |
|---|---|---|
| 1 | ― | 山内雅喜氏は、国内物流業界を代表する企業において代表取締役社長及び会長を歴任し、事業成長と企業価値向上に向けた重要な経営判断を主導してきた経験から、「企業経営」に関する高度な知見を有しております。また、ITおよびデータ活用を軸としたオペレーション改革を通じ、物流ネットワークの高度化と品質・生産性の向上を実現してきたことから、「イノベーション・テクノロジー」に関しても経営に資する知見を有しております。さらに、大規模組織の経営経験に基づき、「はたらくWell-being」及び「人的資本経営」の観点からも有益な助言が期待されます。<br>こうした知見を背景に、当社では業務執行社外取締役、コーポレートガバナンス委員会委員長及び指名・報酬委員会委員として、取締役会をはじめとする重要会議において独立した立場から積極的に意見及び提言を行い、ガバナンスの実効性向上に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、同氏を引き続き監査等委員でない社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 2 | ― | 吉澤和弘氏は、国内有数の通信・IT関連事業を展開する上場企業において代表取締役社長等を歴任し、事業成長と企業価値向上に向けた重要な経営判断を主導してきた経験から、「企業経営」に関する高度な知見を有しております。また、デジタル技術を前提とした事業構造改革や組織運営を推進してきた実績に基づき、「イノベーション・テクノロジー」に関しても経営に資する知見を有しております。さらに、経営人材の育成、評価及び報酬設計に携わってきた経験を通じ、「はたらくWell-being」及び「人的資本経営」の観点からも有益な助言が期待されます。<br>こうした知見を背景に、当社では独立社外取締役、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする重要会議において独立した立場から積極的に意見及び提言を行い、取締役会の実効性向上に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、同氏を引き続き監査等委員でない社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 3 | Debra A. Hazelton氏が業務執行をしていた㈱みずほ銀行は、当社への貸付及び当社との定常的な銀行取引がありますが、同氏は同行及びその親会社である㈱みずほフィナンシャルグループにおいて、7年以上にわたり業務執行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。 | Debra A. Hazelton氏は、豪州を中心とする英語圏において金融分野をはじめ幅広い業種の企業で取締役経験を重ね、国際的な事業環境及びガバナンス慣行を踏まえた経営監督に携わってきた経験から、「国際性」に関する高度な知見を有しております。また、人材の評価・報酬及び組織運営に関する意思決定の監督に携わってきた点で、「はたらくWell-being」及び「人的資本経営」の観点からも有益な助言が期待されます。さらに、金融機関での業務経験を通じて「財務・会計」に関する知見を有しております。こうした知見を背景に、独立社外取締役として積極的に意見及び提言を行うことが期待できることから、同氏を引き続き監査等委員でない社外取締役候補者に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 4 | 村林聡氏が業務執行をしていた㈱三菱UFJ銀行は、当社への貸付及び当社との定常的な銀行取引がありますが、同氏は同行及びその親会社である㈱三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、8年以上にわたり業務執行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。 | 村林聡氏は、情報通信及びデジタル金融分野を代表する企業において経営に携わり、クラウド及びブロックチェーン等の先端技術を活用した事業運営に関与してきた経験から、「イノベーション・テクノロジー」に関する高度な知見を有しております。また、テクノロジーを前提とした事業運営を経営の立場で担ってきた点で、「企業経営」の観点からも実務的な知見を有しております。さらに、金融分野での業務経験を通じて「財務・会計」の観点からも有益な助言が期待されます。こうした知見を背景に、独立社外取締役として積極的に意見及び提言を行うことが期待できることから、同氏を引き続き監査等委員でない社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 5 | ― | 友田和彦氏は、公認会計士として上場企業の財務諸表や重要な会計判断の監査・監督に長年携わってきた経験から、「財務・会計」に関する専門的かつ実務的な知見を有しております。また、内部統制やコンプライアンス体制の評価、リスク・アシュアランス分野への関与を通じて、「リスク管理・企業法務」の観点からも高度な知見を有しております。さらに、監査法人及びPwC Japanにおける経営委員会委員としての経験を通じて、「企業経営」の観点から経営の監督・助言に資する知見を有しております。これらの知見を背景に、当社の経営の健全性及びガバナンスの実効性向上に貢献することが期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 6 | ― | 曽谷とも子氏は、航空業界において長年にわたり事業運営及び組織運営に携わり、代表取締役社長及び取締役会長として企業経営を担ってきた経験から、「企業経営」に関する高度な知見を有しております。また、大規模組織における営業・事業運営を統括する立場として、人材育成や組織運営、人事・労務領域にも継続的に関与してきた実績を通じて、「はたらくWell-being」及び「人的資本経営」の観点からも経営に資する知見を有しております。さらに、事業運営を通じて財務管理や業績管理に携わってきた経験から、「財務・会計」の観点からも有益な助言が期待されます。これらの知見を背景に、当社の経営の健全性及びガバナンスの実効性向上に貢献することが期待できることから、同氏を監査等委員である社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |
| 7 | ― | 小幡忍氏は、大手ITインフラ企業において法務及びコンプライアンス分野に従事し、法務部長をはじめ、COO及びCLOとしてグローバルに展開する企業グループのコンプライアンス体制及び内部統制の構築・運用を統括してきた経験から、「リスク管理・企業法務」に関する高度な知見を有しております。また、海外拠点を含む事業活動における法務・コンプライアンス実務やグローバルガバナンスへの対応に携わってきた経歴を通じて、「国際性」の観点からも有益な助言が期待されます。さらに、テクノロジーを前提とした事業運営や内部統制に関与してきた経験を踏まえ、「イノベーション・テクノロジー」の観点からも技術進展に伴うリスク等を踏まえた経営判断に資する知見を有しております。加えて、監査役及び取締役（監査等委員）として監督・監査に携わってきた経験を有しており、当該経験を当社グループの監査等に活かすことが期待されます。こうした知見を背景に、経営の健全性及びガバナンスの実効性向上に向けて、独立した立場から貢献いただくことを期待し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役に選任いたしました。<br>なお、同氏は、証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。 |

4．補足説明

社外取締役を選任するにあたって、当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断いたします。

1．主要な取引先及び借入先
（1）当社グループの取引先で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
（2）当社グループを取引先とする者で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額がその者の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
（3）当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの末日時点における借入金残高が当該事業年度末日時点における当社の連結総資産の2%を超える金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者

2．当社グループから多額の金銭その他の財産を得ている専門家
（1）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
（2）法律事務所、会計事務所、税理士法人又はコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリーファームであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、その年間連結売上高の2%を超える支払いを受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く。）

3．大株主
（1）直近事業年度末日時点における当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。以下同じ。）又はその業務執行者若しくは業務執行者でない取締役
（2）直近事業年度末日時点における当社の大株主の子会社の業務執行者
（3）直近事業年度末日時点において当社グループが大株主となっている者の業務執行者

4．当社グループから多額の寄付・助成を受けている者
（1）当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者
（2）当社グループから寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体であって、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから得ている寄付又は助成額がその年間総収入の2%を超える団体の業務執行者

5．会計監査人
（1）当社グループの会計監査人である公認会計士又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

6．役員の相互就任の関係にある先の者
（1）当社グループから取締役又は監査役（いずれも常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者

7．過去において該当していた者
（1）過去3年間において上記1.から6.までに掲げる者のいずれかに該当していた者

8．近親者
（1）上記1.から7.までに掲げる者又は過去３年間において当社グループの業務執行者に該当していた者（重要でない者（注）を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族

（注）重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員）以外の者をいい、(ii)専門的アドバイザリーファームについては、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
a．上場会社又はその子会社の業務執行者
b．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e．上場会社の兄弟会社の業務執行者
f．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h．上場会社から役員報酬以外に本額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j．上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の意図は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に準拠する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。